那覇市若狭児童館指定管理予定候補者の選定結果について

那覇市こどもみらい部こども教育保育課が所管する那覇市若狭児童館については、下記のとおり指定管理予定候補者を選定したので、その結果を公表します。

なお、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を経る必要があり、令和８年11月議会の議決を経た後に正式に指定することになります。

記

１　施設の概要

（１）名　　称：那覇市若狭児童館

（２）所 在 地：那覇市若狭3丁目18番1号

（３）設置目的：市内在住の児童（0歳から18歳未満）に児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする。

２　指定管理予定候補者

（１）名　　称：特定非営利活動法人地域サポートわかさ

（２）代 表 者：理事長　伊地　柴基

（３）所 在 地：那覇市若狭二丁目17番８号２階若狭２丁目自治会事務所内

３　指定予定期間

令和９年４月１日から令和14年３月31日（５年間）

４　選定の経緯

（１）公募

ア　募集期間　　令和８年７月29日(水)～９月29日(火)

イ　応募団体数　１団体

（２）審査方法

ア　選定委員会

a　選定機関の名称　那覇市こども政策審議会

（指定管理予定候補者選定部会）

b　選定部会の委員（委員５人中、４人出席）

部　会　長　横江　崇（沖縄弁護士会（美ら夢法律事務所）　弁護士）

副 部 会 長　伊波　就子（那覇市子ども会育成連絡協議会　研修員）

委　　員　徳門　敦子（公益社団法人那覇市母子寡婦福祉会）

委　　員　宮国　幸子（特定非営利法人　おきなわCAPセンター　副代表）

イ　選定委員会日時　令和８年10月28日（水）午後１時00分から午後５時15分まで

ウ　選定基準

a　児童館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できるものであること。

b　事業計画書の内容が児童館の効用を最大限に発揮されるものであるとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

c　事業計画書の内容に沿った児童館の管理を安定して行う能力を有するものであること。

エ　選定評価採点表

審　査　項　目		配点
Ⅰ事業計画に沿った管理を安定して行う、物的・人的能力を有し、または、有することが確実であること。	指定管理者に応募した理由	25
	那覇市における今後の子育て対策のあり方について	
	法人その他の団体の経営状況（直近３ヵ年分の収支状況）	
	施設の組織体制、人員配置、勤務体制、職員育成について	
	個人情報の保護管理計画	
Ⅱ事業計画による当該公の施設の運営が住民の平等利用を確保し、その意見を反映することができること。	児童館の管理運営の基本方針について（現状に対する考え方も含む）	20
	住民の平等利用の考え方	
	地域とのかかわりに関する考え方	
Ⅲ事業計画の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の節減並びに安全への配慮が図られること。	子育て支援に向けた事業運営の基本方針について（現状に対する考え方も含む）	45
	施設の利用促進の方策について〈数値目標〉	
	事故や災害等の防止策および発生時の対応について（危機管理体制）	
	実施計画（令和９年度から令和 13 年度）	
	類似施設や関係団体等との連携計画及び自主事業について	
Ⅳ経費見積もり	収支計画表（単年度ごとの５か年分）から経費の妥当性、縮減等について	10
Ⅴ社会貢献及び本市の地域貢献に努めていること	過去において障がい者雇用やボランティア活動など社会貢献の活動実績はあるか。	10
	本市の社会福祉等にどれだけ貢献しているか。	
	合　　計	110
最低基準点	110 点×4 人×60%	264

オ　選定結果

団体名	審　査　項　目(得点)					合計	平均点（合計／委員４名）
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ		
特定非営利活動法人地域サポートわかさ	86/100	73/80	150/180	32/40	37/40	378 点	94.5 点

カ　選定理由

那覇市児童館指定管理予定候補者審査要領に示す選定基準及び採点表において、全出席委員の採点結果が満点の６割 264 点を上回り、各委員の合意をもって、那覇市若狭児童館指定管理予定候補者として「特定非営利活動法人地域サポートわかさ」を選定しました。